

施策分析シート（平成27年度）

No1

施策名	統計・調査の推進	施策No	14-04	部課名	区民生活部区民課		
関連部課名	健康部生活衛生課、防災都市づくり部防災街づくり推進課、道路公園課						
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために				
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進				
目的	行政施策全般にわたる基礎資料を収集するため、人口、商工業、衛生、医療、建設等の国が主管する各種統計調査を実施し、区の現況データを正確に把握し、区の計画、施策立案のために役立てる。						
指	幸福実感指標名	指標の推移			指標に関する質問文		
		24年度	25年度	26年度			
	①						
	②						
	③						
標	施策の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明	
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み		目標値(28年度)
	①						
	②						
	③						
	④						
⑤							
現状と課題（指標分析）	<p>○国勢調査等の大規模調査は、町会・自治会を通じて調査員の推薦を依頼している。町会・自治会から推薦された調査員は、調査区を熟知していることから、調査客体が安心して回答できるため、調査の円滑な実施には欠かせない。しかし、町会・自治会から推薦される調査員の高齢化により、調査員の安全確保対策をより一層図らなければならない。また、昨今の個人情報保護の意識から、被調査者からは、調査内容や目的についての苦情が寄せられ、調査員からは、調査時期や方法についての意見が寄せられている。国勢調査以外の調査は、知名度が低く、被調査者からの協力が得にくい状況にある。</p>						
今後の方向性	<p>《今までの成果及び指標分析を踏まえて》</p> <p>○町会・自治会を通じての推薦依頼は、これまでの実績や経験等からも、現状の方法を今後も継続し、円滑な調査の実施につなげていく。更に、区報等による一般公募や近隣区との協力による登録調査員の紹介など調査員の確保対策を講じる。国・都に対して、意見交換会等において、被調査者、調査員からの意見、苦情などを踏まえ、調査方法、周知方法を含めた実施方法の在り方について要望する。また、今後のオンライン調査の導入、普及拡大についても対応できる体制を整える。国勢調査の結果以外にも、経済センサス等その他の調査についても、ホームページや区報等において区民に広く周知、PRを進めていく。</p>						

施策の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	区民生活全般にわたって各種の基礎資料が得られる統計調査は必要不可欠なものであり、法定受託事務であることを前提に今後も継続して実施する。

施策を構成する事務事業の分類						
事務事業名	事務事業No	決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		25年度	26年度	27年度	28年度	
工業統計調査	03-01-16	2,071	1,922	継続	継続	統計法施行令第8条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は製造業を営む区内全事業所を対象に工業に関する基礎資料を得るため継続実施しなければならない。
商業動態統計調査	03-01-17	351	357	継続	継続	統計法施行令第8条により指定統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は小売店を対象に、販売活動の面から景気の動向を把握するため継続実施しなければならない。
学校基本調査	03-01-18	21	31	継続	継続	統計法施行令第8条により指定統計は地方公共団体の処理する事務とされ、本調査は幼稚園、小中学校、各種学校等を対象に、学校教育行政の基礎資料を得るものであり、継続実施しなければならない。
商業統計調査準備事務	03-01-19	3	0	継続	継続	統計法施行令第8条により指定統計は地方公共団体の処理する事務とされ、商業統計調査を円滑に実施するための準備であり、継続実施しなければならない。
統計功労者感謝のつどい	03-01-20	0	0	推進	推進	統計調査員の士気の高揚と統計調査の円滑な実施に役立っており、優先度は高い。
国勢調査	03-01-21	0	0	継続	継続	統計法施行令第8条により指定統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は区内の全人口、世帯数、人口構成、経済構成等を把握するため継続実施しなければならない。
就業構造基本調査	03-01-22	0	0	継続	継続	統計法施行令第8条により指定統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は全国・地域別就業構造に関する基礎資料を得るため継続実施しなければならない。
住宅・土地統計調査単位区設定事務	03-01-23	0	0	継続	継続	統計法施行令第8条により指定統計は地方公共団体の処理する事務とされ、本調査は住宅・土地統計調査を円滑に実施するための事務であり、継続実施しなければならない。
商業統計調査	03-01-24	0	0	継続	継続	商店の分布状況や販売実態を明らかにする調査であり、継続実施する。
住宅・土地統計調査	03-01-25	9,386	0	継続	継続	統計法施行令第8条により指定統計は地方公共団体の処理する事務とされ、本調査は住宅、土地の保有状況及び世帯の居住状況に関する基礎資料を得るものであり、継続実施しなければならない。

経済センサス準備事務	03-01-26	15	0	継続	継続	統計報告調整法第1条に規定する行政事務の効率化を図ることを目的に実施する経済センサスを実施するには欠かせない事務である。
経済センサス調査区管理事務	03-01-27	18	0	継続	継続	統計報告調整法第1条に規定する行政事務の効率化を図ることを目的に実施する経済センサスの正確な実施を期するため必要である。
経済センサス	03-01-28	0	8,492	継続	継続	統計法施行令第8条により、基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされる。全産業の経済活動の実態を把握する調査であり必要である。
国勢調査調査区設定事務	03-01-29	0	490	継続	継続	国勢調査を実施するための準備作業として必要である。
全国消費実態調査	03-01-30	0	844	継続	継続	統計法施行令第8条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は世帯の消費実態を明らかにするため実施の必要がある。
農林業センサス	03-01-31	0	94	継続	継続	統計法施行令第8条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は農林業の実態を明らかにするため継続して実施の必要がある。
衛生統計調査	08-01-04	242	511	継続	継続	法令等に基づき人口動態や医療施設動態を把握する調査であり、継続実施する必要がある。
建設工事統計調査事業	10-05-02	178	173	継続	継続	土木及び建設工事の年間における実態を調査し、建設行政の基礎資料とするため、継続して実施する。
合 計		12,285	12,914			